

**平成30年度～令和2年度 土壤汚染調査技術管理者試験
問題解説**

正誤表

頁・行	誤(旧)	正(新)
令和元年 AM-17 D の 解説	<p>D：正しい。設問においては「土地の所有者等の希望により、試料採取等の深さの限定した場合は、試料採取の対象としない場合」との条件が示されていないことより、通常の試料採取深度を考えるならば、④は採取必要。採取しなかった場合は調査の省略となる。</p> <p>なお、土地の所有者等の希望により試料採取等の深さの限定した場合は、最大形質変更深さのうちもっとも深い位置は3.7mであり、この深度も1.0mをたした4.7mを超える位置にある土壤は、試料採取は行わないことが出来る。(この際は④を採取しないことは可能であるが、この場合、「今回の調査では人為等由来の汚染はない」と評価し。調査の省略とはならない。) GL. P263。</p>	<p>D：正しい。④は採取必要。採取しなかった場合は調査の省略となる。 GL. P240.</p> <p>*補足</p> <p>設問において、「有害物質使用特定施設の廃止を調査の契機とし」とありますので、法の改正により新設された、土地の形質の変更を契機とした際の「試料採取を行う深さの限定」の規則には該当しないこととなります。</p>

次頁へ

頁・行	誤（旧）	正（新）
平成30年 AM-13（3）の 解説	<p>不適當。公有水面埋立地において埋立て完了後に、汚染が自然に由来するおそれがある土壌で盛土された土地は、自然由来汚染盛土と判断されることはなく、盛土部分の土壌は人為的な土壌汚染がある土地と取扱い、基本となる調査を行う。</p> <p>旧 GL：2.8.1(P209)、旧 GL：表2.1-1(P82)、新 GL：2.9（P313）</p>	<p>不適當。公有水面埋立地において埋立て完了後に、汚染が自然に由来するおそれがある土壌で盛土された土地は、自然由来汚染盛土と判断されることはなく、盛土部分の土壌は人為的な土壌汚染がある土地と取扱い、基本となる調査を行う。</p> <p>旧 GL：2.8.1(P209)、旧 GL：表2.1-1(P82)、新 GL：2.9（P313）</p> <p>このように、出題時（旧法）では、公有水面埋立地において、水面埋立てが行われた後に自然由来の汚染土壌が搬入され、盛土又は埋土として用いられた場合、人為的原因による土壌汚染として扱うこととし、調査は「基本となる調査（改正後は、人為等由来汚染調査）」により行うとされていた。</p> <p>しかしながら、法改正後は、汚染のおそれの原因ごとに試料採取等を行うこととしたことから、水面埋立て後に搬入された自然由来で汚染された土壌で盛土された場合で、自然由来盛土等の要件に該当するものである場合は自然由来盛土等として扱い、調査は「自然由来盛土等汚染調査」の方法で行う必要がある。</p> <p>改正後も不適當（新 GL:P12、37、172～177）。</p> <p>なお、水面埋立て用材料の部分には、「水面埋立て土砂由来汚染調査」を行う。</p>